

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
令和5年12月20日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	4件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	3件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	3件
国民年金関係	2件
厚生年金保険関係	1件
(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの	0件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300330号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300023号

## 第1 結論

平成9年4月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和35年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月から平成10年3月まで

請求期間について、国民年金保険料が未納と記録されている。私の記憶では、毎年、国民年金保険料の全額免除の申請を行い、認められていたはずである。請求期間だけが未納の扱いとなっていることはどう考えても不自然である。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、毎年、国民年金保険料の全額免除の申請を行っており、国民年金保険料が未納となっていることはあり得ない旨主張しているところ、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者が請求期間に国民年金保険料を免除された記録は確認できず、当該記録の状況はオンライン記録と一致している。

また、A市は、請求期間当時の免除申請書、免除申請書受付処理簿等の免除に関する資料を保管していない旨回答している上、日本年金機構は、請求期間に係る免除申請書の保管がないと回答している。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300297号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300024号

## 第1 結論

平成9年4月から平成10年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成9年4月から平成10年3月まで

請求期間について、国民年金保険料が未納と記録されている。毎年、国民年金保険料の全額免除の申請を行い、認められていたはずである。請求期間だけが未納の扱いとなっていることはどう考えても不自然である。

調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間について、毎年、国民年金保険料の全額免除の申請を行っており、国民年金保険料が未納となっていることはあり得ない旨主張しているところ、A市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿によると、請求者が請求期間に国民年金保険料を免除された記録は確認できず、当該記録の状況はオンライン記録と一致している。

また、A市は、請求期間当時の免除申請書、免除申請書受付処理簿等の免除に関する資料を保管していない旨回答している上、日本年金機構は、請求期間に係る免除申請書の保管がないと回答している。

さらに、オンライン記録によると、平成11年11月9日に国民年金の過年度保険料に係る納付書が作成された事蹟が確認できるところ、同日時点において、平成10年度は既に国民年金保険料の免除期間として記録されていることを踏まえると、当該納付書は請求期間である平成9年度が未納期間であることから作成されたものと考えられ、請求期間については、国民年金保険料の免除が承認されていなかったことがうかがえる。

このほか、請求者の請求期間に係る国民年金保険料が免除されていたことを示す関連資料はなく、請求者の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300312号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300075号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成2年8月31日から同年9月1日に訂正し、同年8月の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

平成2年8月31日から同年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成2年8月31日から同年9月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和40年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成2年8月31日から同年9月1日まで

私は、B社からグループ会社だったA社に転籍となり、その後1日の空白期間もなく平成2年9月1日にB社に戻り、現在も継続して勤務しているが、請求期間の厚生年金保険被保険者記録がないので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、B社の回答、A社の元事業主の陳述並びに請求期間当時の社会保険事務担当者の回答及び陳述から判断すると、請求者は請求期間において、A社に継続して勤務し、平成2年9月1日に同社からB社に異動していることが確認でき、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社における平成2年7月の標準報酬月額の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失年月日を平成2年8月31日として社会保険事務所(当時)に届出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む)、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300296号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300076号

## 第1 結論

請求者のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年1月21日から同年2月21日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

平成7年1月21日から同年2月21日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成7年1月21日から同年2月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和39年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成7年1月21日から同年2月21日まで

A社B支社にはC社に異動する前日の平成7年2月20日まで勤務したため、A社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は同年2月21日となること、年金記録では同年1月21日となっている。

請求期間はA社B支社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、同社B支社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年2月21日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の記録、D健康保険組合の回答、A社から提出された請求者に係る人事台帳及び同社の回答から判断すると、請求者は請求期間において、同社B支社に継続して勤務し、平成7年2月21日に同社B支社からC社に異動していることが確認でき、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、D健康保険組合における標準報酬月額の記録から、厚生年金保険の上限である59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300279号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300077号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社が継承)における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和22年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成23年12月

A社に勤務した期間について、夏冬欠けることなく、賞与の支給を受けていた。

しかし、厚生年金保険の記録において、請求期間の標準賞与額に係る記録がないので、調査の上、年金記録の訂正を願いたい。

## 第3 判断の理由

B社から提出された請求期間の賞与に係る賃金台帳において、複数の従業員氏名及び賞与の明細が確認できるものの、そのなかに、請求者の氏名及び賞与の明細は見当たらない上、同社は、ほかに請求期間に係る賞与額を確認できる資料は保管しておらず、賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について不明である旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

また、C市から提出された請求者に係る平成23年分の給与支払報告書・個人別明細書により、請求者の同年における給与賞与の支払金額及び社会保険料等の金額の年間総額は確認できるものの、当該資料のみでは、請求期間に係る賞与額及び厚生年金保険料控除額を推認することはできない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支払及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、A社から賞与の支払を受け、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300328号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2300025号

## 第1 結論

昭和46年4月から昭和47年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正6年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年4月から昭和47年3月まで

母が亡くなったので、母の年金手帳を持参して年金事務所に手続に行ったところ、国(厚生労働省)の記録では、請求期間の国民年金保険料が未納と記録されているが、母の年金手帳には、請求期間について、国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる検認印や朱線の事蹟などがあることを年金事務所の職員から説明を受けたので、年金記録の訂正請求を行い、近畿厚生局長の決定により、母の請求期間に係る国民年金の記録が保険料納付済みに訂正された。

国(厚生労働省)の記録では、請求期間について、父(訂正請求記録の対象者)の国民年金の記録も保険料が未納と記録されているが、請求期間当時、父と母は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に払っていたと思うので、調査の上、請求期間に係る父の年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、訂正請求記録の対象者の妻に係る年金記録は、同人が所持していた国民年金手帳に、当該期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる検認印や朱線の事蹟が確認できることなどを理由として、近畿厚生局長の決定により、国民年金保険料納付済期間として年金記録が訂正されている。

また、請求者は、訂正請求記録の対象者と訂正請求記録の対象者の妻が請求期間当時、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたと思う旨陳述しているところ、請求期間前後の国民年金被保険者期間の納付記録について、訂正請求記録の対象者及び訂正請求記録の対象者の妻に係る納付状況は一致しており、さらに、両人の国民年金被保険者台帳によると、昭和43年4月から同年9月までの期間及び昭和46年1月から同年3月までの期間については、同一日に過年度納付していることが確認できることから、請求期間当時において、訂正請求記録の対象者及び訂正請求記録の対象者の妻は、同一の納付行動を行っていたものと推認できる。

加えて、請求期間は、短期間の1か所のみである上、オンライン記録によると、訂正請求記録の対象者及び訂正請求記録の対象者の妻は、昭和37年4月以降の国民年金被保険者期間について、請求期間前後の期間は、全て国民年金保険料を納付しており、納付意識の高さがうかがえることから、訂正請求記録の対象者の妻と同様に、訂正請求記録の対象者についても、請求期間の国民年金保険料が納付されていたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2300269号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第2300078号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における令和元年8月9日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

令和元年8月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る令和元年8月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA社における令和元年8月9日の標準賞与額を39万円に訂正することが必要である。

令和元年8月9日の訂正後の標準賞与額(上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和元年8月9日

A社に勤務していた元同僚の賞与記録が訂正された旨の文書が年金事務所から届いたことにより、請求期間の賞与の記録がないことが分かった。

請求期間に係る19夏季賞与給料支払明細書(以下「賞与明細書」という。)を提出するので、年金記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された賞与明細書及びA社から提出された平成31年(2019年)分退職所得給与所得に対する源泉徴収簿から判断すると、請求者は、請求期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、請求期間に係る標準賞与額については、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかに、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められ

ない。

- 2 請求者から提出された賞与明細書により確認できる賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額よりも高い額であることが認められる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、39万円とすることが妥当である。

ただし、請求期間の訂正後の標準賞与額（上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。